

花巻空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第41号

花巻空港管理条例の一部を改正する条例

花巻空港管理条例（昭和38年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																						
1	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する者から徴収する着陸料についての第16条第2項の規定の適用については、航空機の着陸が平成22年1月1日から平成27年3月31日までの間に実施されたときに限り、前項の規定にかかわらず、第16条第2項中「算出した額」とあるのは、「算出した額に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する者から徴収する着陸料についての第16条第2項の規定の適用については、航空機の着陸が平成22年1月1日から平成28年3月31日までの間に実施されたときに限り、前項の規定にかかわらず、第16条第2項中「算出した額」とあるのは、「算出した額に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>																																																						
2	<p>別表第2（第18条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土地 占用 料</td> <td>工作物 を設置 する場 合</td> <td>水管、下水道管、ガス 管、ケーブルその他こ れらに類する工作物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年までごとに1メートルまで ごとに120円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電柱、街灯その他これ らに類する工作物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年までごとに1本ごとに560 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地下に設ける電線その 他これに類する工作物</td> <td>1年までごとに1メートルまで ごとに3円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額	土地 占用 料	工作物 を設置 する場 合	水管、下水道管、ガス 管、ケーブルその他こ れらに類する工作物		1年までごとに1メートルまで ごとに120円		電柱、街灯その他これ らに類する工作物		1年までごとに1本ごとに560 円		地下に設ける電線その 他これに類する工作物	1年までごとに1メートルまで ごとに3円		[略]			[略]			[略]			[略]		<p>別表第2（第18条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土地 占用 料</td> <td>工作物 を設置 する場 合</td> <td>水管、下水道管、ガス 管、ケーブルその他こ れらに類する工作物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年までごとに1メートルまで ごとに82円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電柱、街灯その他これ らに類する工作物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年までごとに1本ごとに380 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地下に設ける電線その 他これに類する工作物</td> <td>1年までごとに1メートルまで ごとに2円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額	土地 占用 料	工作物 を設置 する場 合	水管、下水道管、ガス 管、ケーブルその他こ れらに類する工作物		1年までごとに1メートルまで ごとに82円		電柱、街灯その他これ らに類する工作物		1年までごとに1本ごとに380 円		地下に設ける電線その 他これに類する工作物	1年までごとに1メートルまで ごとに2円		[略]			[略]			[略]			[略]	
区 分		金 額																																																						
土地 占用 料	工作物 を設置 する場 合	水管、下水道管、ガス 管、ケーブルその他こ れらに類する工作物																																																						
		1年までごとに1メートルまで ごとに120円																																																						
		電柱、街灯その他これ らに類する工作物																																																						
		1年までごとに1本ごとに560 円																																																						
	地下に設ける電線その 他これに類する工作物	1年までごとに1メートルまで ごとに3円																																																						
	[略]																																																							
	[略]																																																							
	[略]																																																							
	[略]																																																							
区 分		金 額																																																						
土地 占用 料	工作物 を設置 する場 合	水管、下水道管、ガス 管、ケーブルその他こ れらに類する工作物																																																						
		1年までごとに1メートルまで ごとに82円																																																						
		電柱、街灯その他これ らに類する工作物																																																						
		1年までごとに1本ごとに380 円																																																						
	地下に設ける電線その 他これに類する工作物	1年までごとに1メートルまで ごとに2円																																																						
	[略]																																																							
	[略]																																																							
	[略]																																																							
	[略]																																																							

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成27年 4 月 1 日から施行する。